

希少種保護活動支援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人佐倉緑の基金(以下「この法人」という。)が、市民による自発的な希少生物の保護活動を支援することにより、定款で定めた自然環境の保全を図り、多様な生物の息づく佐倉の原風景と文化を後世に伝えることを目的とする。

(対象希少種の条件)

第2条 対象となる希少種は、以下の各号のすべての条件に当てはまるものとする。

- (1) 環境省レッドデータブックのカテゴリーのうち、絶滅危惧ⅠA(CR)、絶滅危惧ⅠB(EN)、絶滅危惧Ⅱ類(VU)、準絶滅危惧(NT)のいずれかに該当すること、または千葉県レッドデータブックの最重要保護生物(A)～一般保護生物(D)および種子植物・保護参考雑種(RH)に該当すること。
- (2) 市内ではほぼ1か所のみで自生(移植種を除く)していることが認められること。
- (3) 土地所有者が、当該事業地において保護活動及び調査活動がされることを了承していること。
- (4) 保護活動をする個人または団体がいること。ただし、土地所有者による管理によって対象種が存続している場合は、この限りでない。
- (5) 調査報告書が作成されること。

(情報公開の例外)

第3条 対象生物は、地域における絶滅が危惧されるものであるため、種名・場所等の情報については非公開とする。

- 2 当事業を実施していることは、事業計画及び事業報告に掲載する。

(対象種の選定)

第4条 対象となる種の選定に際しては、専門家による第三者機関のアドバイスを受けるものとする。また、当法人の評議員・役員の若干名からも意見を収集することができる。

- 2 前項の第三者機関の指定は、代表理事が理事会の決議を経てこれを定める。
- 3 対象種の選定は、第1項に示されたアドバイスや意見を踏まえ、理事会の決議を経て定める。

(活動と支援について)

第5条 活動とは、当該希少種の実施場所における保護活動と調査活動をさすものであり、活動者が行う。支援とは、この活動に対して行うものであり、この法人が行う。

- 2 活動者は、この法人が定めた緑のボランティアに関する要綱に基づき、緑のボランティアに登録していることを要する。
- 3 活動内容は活動者が自発的、自主的に決定し、この法人は活動内容決定に関与し

ない。ただし、この法人が活動者から相談を受けた場合はこの限りでない。

(契約期間)

第6条 この法人及び活動者は、当該事業に関する契約書を取り交わす。

- 2 契約の有効期間は、年度末日までの1年以内とする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、両者どちらからも申し出がない場合、引き続き同一条件で自動更新されるものとする。

(支援額及び支払時期)

第7条 支援額については別途定める。

- 2 支払時期は、活動者からこの法人に報告書が提出され、この法人が検査を完了した時点から、期末までの間とする。

(権利の帰属)

第8条 契約による成果品に関する著作権等の権利は、この法人と活動者の両者に帰属するものとする。

(報告書の提出)

第9条 活動者は、活動が完了したとき報告書をこの法人に提出しなければならない。

- 2 報告書の様式は別途定める。

(機密の保持)

第10条 この法人及び活動者は、支援活動の実施に関し、知り得た個人情報内容及び契約の相手方の活動上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。また支援活動終了後においても同様とする。

- 2 希少種を対象としているという特殊な事業内容に配慮し、この法人及び活動者の関係者、評議員・役員・職員・会員等は、種の名称や当該事業地を第三者に漏らしてはならない。退任・退職・退会後においても同様とする。
- 3 前項に関連し、機密の保持をさらに厳しく管理するため、活動者から申し出があった場合、覚書を取り交わすこととする。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 この法人及び活動者は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ契約の相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第12条 契約期間内において、活動者は、本契約の継続が困難と判断される場合には、文書による申し入れをもって本契約の解除を行うことができる。

- 2 この法人は、当該希少種が消滅に至った場合、契約を解除することができる。ただし、復活の可能性が認められる場合はこの限りでない。
- 3 日本国内の社会的経済的激変により、この法人が解散または予算規模を縮小せざる

るを得なくなった場合、この法人はいつでも契約を解除し支払いを打ち切ることができる。

(協議)

第13条 契約者との間で、この要綱に定めがない事項及び疑義が生じたときは、必要に応じて協議のうえ、定めるものとする。

(細則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、代表理事が別途定める。

(改廃)

第15条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

この要綱は、平成28年3月27日から施行する。

別記

第4条に規定された専門家による第3者機関を以下とする。

千葉県環境生活部自然保護課生物多様性センター